

# ソフトウェア使用許諾契約書

対象ソフトウェア製品名 : RPA Robo-Pat (ロボパット)

この約款（以下「本約款」という）は、お申込者（以下「甲」という）が、スターティアレイズ株式会社（以下「乙」という）から上記の対象ソフトウェア製品（コンピュータプログラム、マニュアルその他関連資料を含み、以下「本製品」という）の使用許諾を受ける際の諸条件を定める。

甲が本約款の条項に合意できない場合、本製品を使用することはできない。

乙は、本製品の開発元である株式会社 FCE プロセス&テクノロジー（以下「P&T」という）より、本約款に関連して甲乙間で締結される本製品の使用許諾契約（以下「本契約」という）を履行するために必要な権利の許諾を受けるものとする。

## 第1条 適用・個別契約

1. 本契約の各条項に従い、乙は、甲に対し、対象ソフトウェア製品（コンピュータプログラム、マニュアルその他関連資料を含み、以下「本製品」という）を使用する非独占的ライセンスを付与する。
2. 本契約に基づき乙が甲に提供する本製品の種類、数量、利用開始日、販売価格の条件は、甲が乙所定の注文書（本契約締結時点においては「RPA Robo-Pat (ロボパット) ライセンス申込書」）を乙へ交付することにより申込み、乙が甲に注文の承諾の意思表示をすることにより成立する個々の契約（以下「個別契約」という）において定められるものとする。なお、本契約の各条項は全ての個別契約に適用されるものとし、個別契約の条文において本契約の条文と矛盾する事項が定められた場合は個別契約の条文が優先適用されるものとする。

## 第2条 使用権の許諾

1. 甲は、乙の担当者の管理下において本製品を別紙「4. 本製品の使用目的等」に従い使用することができる。
2. 甲は如何なる理由に因ろうとも本製品を譲渡、販売、転貸することはできない。
3. 甲は本製品を 1 ライセンスあたり 1 台のコンピュータにインストールし使用することができ、これ以外の使用はできない。但し、フローティングライセンス方式の契約に基づく使用に際して本項は適用されない。
4. 乙は甲に対し、日本国内にて本製品を使用する権利を付与するものとする。
5. 乙は、甲が本契約または個別契約に違反した場合、乙の任意の判断により、甲に事前に通知のうえ（但し、乙は緊急を要すると判断した場合、事後の通知とすることができまするものとする）、当該違反状況が解消されるまでの期間において、以下の措置を行うことができるものとする。また、乙は、甲に対し相当の期間を定めて当該違反状態の是正を催告したにもかかわらず、これが是正されない場合、本契約を解除できるものとする。なお、本項の措置により甲に損害等が生じた場合でも、乙はこれを賠償・補償等する責任を一切負わないものとする。
  - ①甲に付与した本製品の使用許諾を停止すること。
  - ②甲に対する新たなライセンス発行を停止（ライセンスキー発行の停止等）すること。
  - ③本製品に関わるサポートサービスおよびその他サービスの提供を停止すること。

④前各事項の他、本契約および個別契約に基づく乙の義務の履行を停止すること。

### 第3条 知的財産権

1. 本契約および個別契約で許諾された権利を除き、本契約および個別契約は甲に対して、本製品に関するいかなる権利及び権限をも与えるものではない。甲は、本製品およびその再使用許諾権は乙により管理監督される資産であることを認める。甲は、本製品に係わる著作権その他の知的財産権がすべて乙または本製品の開発協力者に帰属または管理されるものであることを確認する。
2. 甲は、本製品が乙により使用を許諾されている著作物であることを十分に理解し、本製品ならびに本製品を直接使用し、あるいは間接的に本製品の機能の全部または一部の使用を前提とした特許申請を行う等、本製品に係わる著作権を侵害しないこととし、第2条の規定に従った取り扱いをすることとする。
3. 甲は、本製品のいかなる部分も、逆アセンブル、逆コンパイル、リバース・エンジニアリング、解析、改変又はその他の方法で変更してはならない。

### 第4条 製品保証の範囲

1. 乙は甲に対し、本製品に帶有する瑕疵についてのみ責任を負うものとし、甲の誤用、事故、改造、付加、本製品の稼働環境に合致しない環境での使用、不適切な変更または乙以外の者の責めに帰すべき事由により生じた不具合については、一切その責任を負わない。また、火災、地震、その他の事故、甲の故意又は過失等の乙の責めに帰さない理由により生じた瑕疵については、乙は保証の責任を負わないものとする。
2. 前項に定める場合を除き、本契約および個別契約の履行に関して、乙の責めに帰すべき事由に基づき甲が損害を受けた場合は、逸失利益を除く通常損害に限り、甲の支払済み使用料の範囲内で、乙は賠償責任を負うものとする。但し、乙が第6条（秘密保持義務）に違反した場合においては当該支払済み使用料の範囲内とする賠償額の上限設定は適用されないものとし、甲に生じた逸失利益を除く通常損害を賠償するものとする。なお、最終的に乙が負担すべき金額は甲乙の協議により合意された金額とする。

### 第5条 使用料及び支払い方法等

1. 本契約および個別契約における甲から乙へ支払われる本製品の使用料単価は、別紙「2. 本製品の使用料」に定めるものとする。ただし、個別契約において別紙「2. 本製品の使用料」の記載金額と異なる定めをした場合、個別契約にて定める金額が優先適用されるものとする。なお、当該使用料は個別契約において定める利用開始日の当月から発生する。ただし、利用開始日までに乙が甲に本製品を納入しなかった場合は、納入月から当該使用料が発生するものとする。また、乙が甲に本製品を納入したものの、本条第3項に定める受入検査に合格しなかった場合は、乙が本製品の代替品を甲に提供したとき、もしくは、乙が無償で修補を行い当該修補が完了したときをもって納入とし、その月から使用料が発生するものとする。
2. 乙は、別紙「6. 本製品の納入」に定める納期、納入場所、納入方法に従い、本製品の納入を行う。
3. 甲は、乙による本製品の納入の都度、予め甲の定めた検査方法により遅滞なく受入検査を行い、受入検査の合否を書面により乙に通知する。本製品が前項の検査に合格しなかった場合は、乙は速やかに本製品の代替品を甲に提供するか、もしくは無償で修補するものとする。なお、乙が甲に本製品を納入後、甲による受入検査の合否の通知がなされないまま10日間が経過した場合は、受入検査に合格したものとみなす。

4. 本契約および個別契約に基づく本製品の使用料の支払期日は、別紙「7. 本製品使用料の支払期日」に定めるものとする。
5. 甲は、支払期日までに本契約および個別契約に基づく使用料及びこれに係る消費税・地方消費税を予め乙が指定する銀行口座に振込む方法により支払うものとする。振込みに要する費用は甲の負担とする。
6. 甲が支払期日までに支払いを怠った場合には、甲は乙に対して未払金について年利14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。但し、天災地変その他やむを得ない事由により、支払遅延が生じた場合は、当該事由が継続する期間は、支払遅延期間に算入しないものとする。

#### 第6条 秘密保持

1. 甲および乙は、甲乙いずれか一方の当事者（以下「開示者」という）が、他の当事者（以下「被開示者」という）に対して、開示した営業または技術に関わる情報ならびに文書・電磁的記録その他のメディアに記録・記載され、かつ「極秘」・「Confidential」その他の表示により秘密である旨を明示した情報、および口頭により開示する情報であって、開示者が開示時に秘密である旨を指定して開示し、かつ、開示後10営業日以内にかかる情報を書面化し、秘密である旨の表示を付して被開示者に提示したもの（以下、総称して「秘密情報」という）について、事前に開示者の書面による同意なく第三者に開示・漏洩してはならず、また、本契約目的の遂行以外の目的に使用してはならない。ただし、以下の情報は秘密情報から除外される。
  - (1) 開示された時点で既に公知の情報、および後に公知となった情報
  - (2) 開示された時点で自らが既に知っていた情報
  - (3) 第三者より正当に得た情報
  - (4) 開示された情報と無関係に、自ら開発、創作した情報
2. 甲および乙は、本契約目的の遂行のために必要最小限の範囲において、本条と同等の守秘義務を課すことを前提に、自ら（自らのグループ法人を含む）の役職員に対し、秘密情報を開示することができる。また、必要であると合理的に判断される場合には、自らが委任する弁護士、公認会計士、税理士その他の法律上守秘義務を負うものに対しても、秘密情報を開示することができる。
3. 甲および乙は、法令に基づき行政官庁、裁判所から開示を求められた秘密情報について、必要最小限の範囲において開示することができるものとする。ただし、本項に基づき開示については、できる限り事前に、遅くとも事後速やかに、相手方に通知するものとする。
4. 甲および乙は、その業務委託先に対し、本条と同等の義務を負わせるとともに、当該業務委託先の行為について相手方に対し連帯して責任を負うことを前提として、当該顧客サポート業務を遂行する上で必要となる最低限の範囲において甲の秘密情報を開示することができるものとする。
5. 本条の規定は本契約の終了後も有効とする。

#### 第7条 法令順守等

1. 甲は、本製品を各種法令・公序良俗に反する目的に使用しないものとする。
2. 甲は、本製品、本契約、および個別契約に関連して公的機関が管轄する補助金または助成金等の制度を利用する場合、適正に行わなければならないものとする。
3. 前各項のほか、甲および乙は、各種法令・公序良俗に反する行為およびそのおそれのある行為をしないものとする。
4. 甲が前各項のいずれかに反する行為、その他各種法令・公序良俗に反する行為もしくはその

おそれのある行為をしたと乙が判断した場合、または、それらの行為をするおそれがあると乙が判断した場合、乙は本契約を解除できるものとし、また、当該解除により甲に損害等が生じた場合でも、乙はこれを賠償・補償等する責任を一切負わないものとする。

#### 第8条 反社会的勢力の排除

1. 甲および乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - (1) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員またはこれらに準ずるもの）が反社会的勢力等であること
  - (4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
  - (5) 反社会的勢力等に対し、反社会的勢力等と知ったうえで、資金等を提供しまたは便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (6) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約する。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲または乙は、本契約締結日以降、自己が第1項の表明に反することを知った場合、相手方に対しすみやかに書面で報告しなければならないものとする。
4. 甲または乙は、相手方が反社会的勢力等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、相手方に対して何らの催告をすることなく甲乙間で締結しているすべての契約について解除することができるものとする。
5. 甲および乙は、前項により甲乙間で締結している契約を解除した場合、自らに生じた損害について相手方に対し賠償請求することができるものとし、また、相手方に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任は負わないものとする。

#### 第9条 協議解決

甲および乙は、本契約および個別契約の各条項を誠実に履行し、本契約および個別契約に規定のない事項または本契約および個別契約の各条項の解釈もしくは履行に疑義が生じたときは、信義誠実の原則に基づき協議を行い、その解決を図るものとする。

## 第10条 管轄の合意

本契約に関し訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2019年3月1日 制定  
2022年8月1日 改訂  
2025年7月3日 改訂  
2026年2月20日 改訂

(別紙)

1. ソフトウェアプロダクト名称

「RPA Robo-Pat (ロボパット)」 (以下、Robo-Pat)

2. 本製品の使用料

Robo-Pat フル機能版 1 ライセンスの 1 ヶ月あたりの使用料： 12 万円 (消費税別)

Robo-Pat 実行専用版 1 ライセンスの 1 ヶ月あたりの使用料： 4 万円 (消費税別)

※使用ライセンス数は毎月の請求書に記載

3. 本製品の使用期間と停止・種類変更手続き

(1) 個別契約に定める利用開始日の当月からとする。翌月以降は自動継続とし、甲は使用停止を希望する場合、停止月 (最終使用月) の前月末日迄に乙に所定の書面を提出する。

使用期間の 1 ヶ月は、各月 1 日から末日までの期間とし、甲の使用期間が 1 ヶ月に満たない場合においても当月の使用料の日割計算は行わないものとする。

(2) 甲は、使用する本製品の種類 (フル機能版、実行専用版) の変更を希望する場合、変更希望日の 1 ヶ月前迄に乙に所定の書面を提出する。この場合、甲から特段の申し出が無い場合、従前使用している本製品は変更希望日の前日にて使用終了となり、変更希望日は変更後の本製品の使用開始日とする。

※変更希望日が月の初日 (1 日) ではない場合、変更希望日を含む月の本製品の使用料は、従前使用本製品分と変更後本製品分のそれぞれの月額使用料全額が発生する (日割計算されない)。変更希望日が月の初日 (1 日) の場合、従前使用本製品は前月末日にて使用停止となることからその使用料は前月分まで発生し、変更後本製品の使用料は変更希望日を含む月から発生する。

4. 本製品の使用目的等

甲は甲の社内業務に限り、本製品を使用するものとする。

5. 保守サポートサービス内容

(1) 甲からのメールによる問い合わせ、及びそれに対するメールによる対応・回答は平日 10 時から 17 時内で実施するものとする。

(2) 本製品に不具合が発生した場合は、甲は乙が必要とする情報を収集し、乙が当該不具合の内容を調査のうえ、必要に応じて甲にパッチを提供することとする。

(3) エンハンス (小規模の改善) が発生した場合、乙は当該内容を甲に通知する。

6. 本製品の納入

納期：個別契約に定める利用開始日まで

納入方法：乙が指定する通信手段または記録媒体の送付にて納入

乙が指定する通信手段にて甲が使用するライセンスキーを通知

7. 本製品使用料の支払期日

支払期日は、毎月末日締め当月末払いとする。

※初回の支払日は個別契約において定めるものとする。